

国民健康保険新型コロナウイルス感染症の影響による減免に関する Q&A

(Q 1) 減免の申請は、いつから出来ますか？

(A 1) 令和4年度の国民健康保険税の納税通知書が7月中旬に発送予定となっておりますので、納税通知書がお手元に届いてからご申請ください。

(Q 2) 申請は、どのように行えばいいですか？

(A 2) 減免要件を確認し、対象となる場合、まずは、お電話で国保年金係（内線124～127）にお問い合わせいただき、ご確認ください。

申請をご希望される方は、ホームページから申請書を印刷して郵送いただくか、印刷環境がない場合は申請書を郵送いたします。

その上で、郵送又はご来庁いただき申請していただくこととなります。

(Q 3) 令和3年中の収入について、まだ確定申告していません。この場合減免申請はできますか？

(A 3) 減免額を計算するための前年の収入や所得には、確定申告等の金額を用います。恐れいりますが確定申告をされてから減免の申請をお願いいたします。（給与収入又は年金収入のみの場合等は申告不要です。）同一世帯内の被保険者も申告が必要です。

(Q 4) 主たる生計維持者とは誰のことを指しますか？

(A 4) 原則世帯主です。しかし、実質的に世帯主以外の方で生計が維持されている場合は、その旨をお申し出ください。

(Q 5) 世帯主は夫で、妻の給与収入が前年より10分の3以上減収見込みです。生計は、夫の収入で維持されています。この場合、減免の対象になりますか？

(A 5) 主たる生計維持者の事業収入等が、前年より10分の3以上減少した場合となりますので、減免対象とはなりません。

(Q 6) 世帯主は国保加入者ではありません。この場合は対象になりますか？

(A 6) 世帯主が国保加入者でない場合（擬制世帯主）も、その方の収入で生計が維持されているのであれば、その収入で、対象かどうかの判断をします。

(Q 7) 新型コロナウイルス感染症の影響による収入減とは、どのような場合を指しますか？

(A 7) 新型コロナウイルス感染症それ自体や感染症拡大防止のための措置によるものを指します（直接的であるか、間接的であるかは問いません。）。新型コロナウイルス感染症の影響でないことが明らかな場合（懲戒解雇、令和2年2月以前の離転職が原因である場合など）を除き、減免対象外とするものではありません。

- (Q 8) 本年中の減少見込み額は、どのように算出すればよいですか？
- (A 8) 帳簿又は給与明細等から、令和4年1月から直近の月までの収入実績と、12月までの月ごとの収入見込みを昨年の収入状況を見ながら算出してください。
- (Q 9) 「減少する見込みの収入」に、雑所得や株の取引による収入は含みますか？
- (A 9) 事業収入、給与収入、不動産収入、山林収入のいずれかであって、それ以外は対象ではありません。
- (Q 10) 事業収入等の計算にあたって、「保険金や損害賠償等により補填されるべき金額」には、国や市から支給される「持続化給付金」などの各種給付金は含みますか？
- (A 10) 含みません。ただし、令和3年中の確定申告において、事業収入等に持続化給付金等を含めて申告している場合、それを除いた額で減収割合を判断するため、給付金額がわかるものを添付してください。
- (Q 11) 主たる生計維持者の事業収入が10分の3以上減少見込みですが、令和3年中は必要経費が多く、事業所得は0円となっています。この場合減免申請は必要ですか？
- (A 11) 前年の所得が0円の場合、減免額の計算 $(A \times B / C)$ のBが0になるため、減免にはなりません。(減免の申請は不要となります。)
- (Q 12) 主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の前年の合計所得額Cには、事業収入等の合計ですか？それともそれ以外の所得(雑所得、株式譲渡所得等)も含めますか？
- (A 12) 含めます。
- (Q 13) 主たる生計維持者の前年の事業所得が-100万円です。Cの計算はどのようになりますか？
- (A 13) マイナス所得は通算せず、0円として計算します。
例) 事業所得-100万円+給与所得400万円=300万円とはなりません。
事業所得 0円+給与所得400万円=400万円となります。
- (Q 14) 昨年までは給与を受け取っていましたが、今年から個人事業主として事業開始しました。新型コロナウイルス感染症の影響で売り上げが少ないのですが、減免の対象となりますか？
- (A 14) 10分の3以上の減収見込みを判断する際、収入は同一のものを比較します。昨年は事業収入がありませんので、減免の対象とはなりません。